

2019年（平成31年）1月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

消防車両の総括管理及び安全運転の普及並びに事故処理に係る個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）12月20日付けで諮問（第951号）された消防車両の総括管理及び安全運転の普及並びに事故処理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコン

ピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

消防車両は、日々発生する火災、救助及び救急等に対応するため緊急走行で災害現場に急行している。(2017年(平成29年)出動件数25,845件)

消防車両のうち、消防ポンプ自動車や救急自動車などの緊急自動車には、消防法第26条、第35条の11及び道路交通法第39条、第40条、第41条、第41条の2、第75条の6等の規定に基づき、赤信号での停止義務等が免除されており、救急自動車については、同乗する消防職員はもとより、傷病者である市民を適切な救命処置を施しながら搬送することが求められている。

これらの災害対応のほか、消防水利の日常的な点検、商業施設や事務所への立入検査などを行うため、市内全域で120台にのぼる車両が稼働している。

消防職員が消防車両を運転するには、災害現場における判断力を養う必要があることから、隊員として2年以上の実務経験を積み、神奈川県警察交通安全センターにおいて自動車運転適性検査を受検し、適性があると認められたものに対して、交通法規に関する座学講習や安全運行に関する技術指導などの教育訓練等を経て、実際の消防車両の運行業務に従事している。

その一方で、走行中の交通事故は、過去5年の事故件数を平均すると、3件前後発生している。(2013年(平成25年)2件、2014年(平成26年)2件、2015(平成27年)2件、2016年(平成28年)4件、2017年(平成29年)4件)現在、交通事故が発生した場合、機関員(以下、運転員という。)及び同乗する隊員による負傷者の救護及び危険防止措置、警察への通報並びに管理部門への連絡・状況説明及び記録・事故報告書の提出を行い、管理職による事故後の運転員への教育指導や事故要因分析を実施している。併せて契約保険会社への報告により示談交渉を依頼している。過失割合については、判例を基準にほぼ確定しているが、双方の意見の相違などで折り合わないケースもあり、事故状況の確認や原因を分析するための情報が不十分な状況にある。

このため、消防車両にドライブレコーダーを設置することにより、事故や事故発生に影響を与えた路面状況の確認、交通状況の確認ができ、事故の原因が画像データによる映像と音で証明され、更には今後の事故防止対策や交通安全教育へ活用することが可能となる。また、必要時には警察等への録画映像を提供することにより事故状況のより確実な原因究明が可能になると考えられる。

2018年(平成30年)12月1日現在、既に57台の消防車両にドライブレコーダーを設置しているが、この度警防課において車両更新があり、更新車両1台へのドライブレコーダーの設置についても必要性が高いことから、条例第10条、第12条及び第18条の規定

に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、消防車両の更新については、毎年10台前後あることから、車両更新及び新規車両の導入時期に合わせ全車両に設置する必要があるため、包括的な取扱いを求めるものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

ドライブレコーダーの画像データの収集の目的は、交通事故の状況把握をするため記録として行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

ドライブレコーダーの画像データ

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、画像データであり、撮影する場所については、不特定の対象場所となるため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは困難であることから、本人通知は省略する。

ただし、ドライブレコーダー搭載車両の前面に、「ドライブレコーダー搭載車両」と表示し、市民の方が容易に認識できるよう配慮する。

(4) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 個人情報を目的外に提供する必要性

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく画像データの提供依頼は、正当な請求権を有した司法警察員等によって行われるものであり、公共の福祉と法の維持のため、当該照会の正当性及び公益性が認められ、交通事故の公平性の判断につながるものである。

また、当該事件の解決には、提供依頼に対する早急な対応を必要とすること及び目的外提供を受けようとするものにとって、当該提供を受ける方法以外に情報を入手する手段がないことをドライブレコーダー管理責任者が判断した場合に限って、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続を経なくても目的外提供できるといふ、包括的な取扱いについて、必要性があると判断したものである。

なお、証拠物件として司法警察へ提供した画像については、6ヶ月保存することとする。画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しない。

イ 目的外の提供先

司法警察員としての職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

ドライブレコーダーの画像データ（「衝撃録画」によって録画された必要最低限の時間部分に限る。）

(5) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

事故等で個人が特定できる場合には、本人通知をするが、ドライブレコーダーの撮影区域には不特定多数の者が立ち入るため、当該画像データでは個人を特定することが困難であるときは、通知の送付先が特定できないため、管理責任者の判断のもと、本件に係る本人通知を省略する。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

記録した画像のデジタル録画，一定の保存期間が経過したデータの自動処理及び記録画像処理用パソコンによる，画像出力処理のためのコンピュータによる処理が必要である。

イ コンピュータ処理を行う個人情報の項目

ドライブレコーダーの画像データ

ドライブレコーダーの画像データは車両前面ガラスにカメラ内臓の本体を設置し，マイクロSDカード（8G）にて記録される。マイクロSDカードには常時録画され，画質の設定により標準画質で150分まで記録することが可能で，事故発生時等の衝撃時には別途10件まで記録され，それぞれ自動で上書き更新される。また，電源がオフになると駐車録画が開始され，駐車中の車両に衝撃が加えられた場合に20件まで記録される。

記録内容は，撮影日時，位置，画像，音，車速である。

ウ システムの機器構成

(ア) 機種

記録媒体使用機種のとおり

(イ) 撮影箇所

消防車両の移動範囲全域

エ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては，録画機器である記録媒体は，消防車両運行中に標準画質で150分毎に順次上書きされ，ドライブレコーダー管理責任者又は管理責任者の許可を得た者以外には利用できないよう利用者を制限する。また，日常的な管理としては，条例の定めるところに従い，適正に取り扱い，藤沢市消防車両ドライブレコーダー運用基準を定め，管理を行っていく。

なお，設置機種は，画像の編集・加工を行うソフトは搭載されていない。

(7) 実施時期

2019年（平成31年）2月8日（予定）

(8) 添付書類

ア 藤沢市消防車両ドライブレコーダー運用基準

イ ドライブレコーダーによる映像について，捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

ウ 記録媒体使用機種

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、ドライブレコーダーの画像データの収集の目的は、交通事故の状況把握をするため記録として行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難である、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、画像データであり、撮影する場所については、不特定の対象場所となるため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは困難である、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく画像データの提供依頼は、正当な請求権を有した司法警察員等によって行われるものであり、公共の福祉と法の維持のため当該照会の正当性及び公益性が認められ、交通事故の公平性の判断につながるものである。また、当該事件の解決には、提供依頼に対する早急な対応を必要とすること及び目的外提供を受けようとするものにとって、当該提供を受ける方法以外に情報を入手する手段がないことをドライブレコーダー管理責任者が判断した場合に限って、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の経緯なくとも目的外提供できるという包括的な取扱いについて必要性がある、としている。

また、証拠物件として司法警察へ提供した画像については、6ヶ月保存することとし、画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しない、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、事故等で個人が特定できる場合には、本人通知をするが、ドライブレコーダーの撮影区域には不特定多数の者が立ち入るため、当該画像データでは個人を特定することが困難であるときは、通知の送付先が特定できないため、管理責任者の判断のもと、本件に

係る本人通知を省略することとしたい，としている。

以上のことから判断すると，個人を特定することが困難であるときは，個人情報をも目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(5) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，記録した画像のデジタル録画，一定の保存期間が経過したデータの自動処理及び録画映像処理用パソコンによる，画像出力処理のためのコンピュータによる処理が必要である，としている。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では，安全対策として，次の措置を講じるとしている。

ドライブレコーダー管理責任者又は管理責任者の許可を得た者以外には利用できないよう利用者を制限する。また，日常的な管理としては，条例の定めるところに従い，適正に取り扱い，藤沢市ドライブレコーダー運用基準を定め，管理を行っていく。

なお，設置機種は，画像の編集・加工を行うソフトは搭載されていない。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは，適当であると認められる。

以 上